

「商品先物取引法施行規則」及び  
「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」改正案に対する意見

平成26年5月1日

経済産業省 商務流通保安グループ 商取引・消費経済対策課 御中  
FAX 03-3501-6646

適格消費者団体  
特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会  
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5  
TEL048-844-8972 / FAX048-844-8973  
理事長 池本誠司

第1 意見の趣旨

商品先物取引法の下で、個人顧客を相手方とする商品先物について、不招請勧誘（顧客の要請をうけない訪問・電話勧誘）の禁止規定を大幅緩和する商品先物取引法施行規則改正案第102条の2第2号について、強く反対する。

第2 意見の理由

- 1 経済産業省、農林水産省から今般出された「商品先物取引法施行規則」改正案は、ハイリスク取引の経験者に対する勧誘以外に、熟慮期間等を設定した契約の勧誘（顧客が70歳未満であること、基本契約から7日間を経過し、かつ、取引金額が証拠金の額を上回るおそれのあること等についての顧客の理解度を確認した場合に限る）を不招請勧誘禁止の適用除外規定に盛り込むこととしている（第102条の2）。
- 2 しかしながら、以下の理由により、上記改正には強く反対する。
  - (1) そもそも、貴金属や穀物などを対象とした商品先物取引は極めてリスクが高く、以前から深刻な被害を生み出してきていた。そのような深刻な被害を受けて、2009年（平成21年）改正で不招請勧誘禁止規定が導入された。法律が施行され3年が経過したばかりの時期に、現在の消費者保護規定を後退させる必要性は、まったく存在しない。
  - (2) 改正案は、例外規定を大幅に拡大し、事実上、70歳未満の顧客に対する無差別の電話訪問勧誘を解禁するという内容であり、不招請勧誘の禁止規定を骨抜きにするものである。熟慮期間制度を設けているが、かつて「海外商品市場における再起者取引の受託等に関する法律」第8条に熟慮期間が設けられていたがこの存在により被害が防がれた事例がほとんど無く機能しなかったことに鑑みれば、被害防止のためにまったく意味がないと言わざるを得ない。
  - (3) 被害事例の多くは、悪質な業者による突然の電話や訪問による巧みかつ強引・執拗な勧誘に始まり、断り切れずに契約を締結するに至り、勧誘員のセールストーク

を信じ込み、言われるままに取引を重ねて、その結果、資産を身ぐるみはがされる、  
というものである。

そして、この被害は、決して70歳以上の者に限って生じてきたものではない。  
上記のような勧誘手法によれば、高齢者の他、会社員、自営業者、会社の代表者、  
専業主婦、若者など、多種多様な年齢層、属性の者が被害者となり得るのである。  
実際にも、70歳未満の被害事例も多く報告されていた。従来の商品先物取引被害  
の実態を踏まえれば、70歳未満の者について規制を緩める理由など、まったくな  
い。それどころか、規制を緩めることにより、上記のような消費者被害を再び増加  
させることは必至である。

- (4) 2012年8月に産業構造審議会商品先物取引分科会がとりまとめた報告書に  
おいては商品先物取引に関する不招請勧誘禁止規制を維持することが確認されて  
おり、さらに、内閣府消費者委員会の2013年11月12日付意見書、201  
4年4月8日付意見書は、商品先物取引の不招請勧誘禁止規制の緩和に反対して  
いるのであって、これらの意見を尊重すべきである。
- (5) 以上のとおり、当会は、本規則案について、個人の委託者保護の観点から、商品  
先物取引の不招請勧誘禁止規定を骨抜きにするような上記施行規則の改正案には、  
強く反対する。

以上